

# 人権に関わる主な相談窓口

【人権ホットライン】 人権に関わるさまざまな相談に対応します

県人権啓発センター ☎073-421-7830 FAX073-435-5421  
相談日=月～金曜9:00～16:00 和歌山ビッグ愛(注1)2階

人権全般	県庁人権局 ☎073-441-2563 FAX073-433-4540 相談日=月～金曜9:00～17:45
同和問題(部落差別)	振興局総務県民課 相談日=月～金曜9:00～17:45 【弁護士による法律相談】 県人権啓発センター ☎073-435-5420 FAX073-435-5421 相談日=第2・4木曜13:00～16:00
子供・若者	【児童相談所無料ダイヤル】 ☎189 (24時間対応) 児童相談所 相談日=月～金曜9:00～17:45 県子ども・女性・障害者相談センター(中央児童相談所) ☎073-445-5312 和歌山市毛見1437-218 県紀南児童相談所 ☎0739-22-1588 田辺市新庄町3353-9 県紀南児童相談所新宮分室 ☎0735-21-9634 新宮市緑ヶ丘2-4-8
	和歌山児童家庭支援センターきずな ☎073-460-8044 和歌山市つづが丘7-2-1 相談日=【電話】月～金曜9:00～18:00 【面接】月～金曜9:00～17:00(要予約)
	【子どもと家庭のテレフォン110番】 ☎073-447-1152 (24時間対応)
	教育相談(和歌山県教育委員会) 【教育相談電話】 ☎073-422-7000 ☎0739-23-1988 相談日=月～金曜9:00～12:00/13:00～17:00(祝日年末年始を除く) 【子供SOSダイヤル】 ☎073-422-9961 (24時間対応) 【県警察本部ヤングテレホン・いじめ110番】 ☎073-425-7867 相談日=月～金曜9:00～17:45※夜間・土日祝は当直
心の悩み	若者総合相談 With You(ウィズ・ユー) 【電話】 ☎(わかやま)073-428-0874 ☎(きのかわ)0736-32-0874 ☎(紀南)0739-24-0874 相談日=月～金曜10:00～17:00 【メール】 <a href="https://with-you-wakayama.jp">https://with-you-wakayama.jp</a>
	県精神保健福祉センター 【こころの電話】☎073-435-5192 相談日=月～金曜9:30～12:00/13:00～16:00 【自殺防止相談電話(はあとライン)】 ☎0570-064-556 (24時間対応) 【ひきこもり相談 いっぽライン】☎073-424-1713 相談日=月～金曜9:00～17:45 和歌山ビッグ愛(注1)2階
AIDS	【エイズ夜間電話相談】 ☎073-474-3222 相談日=火曜19:00～21:00
ハンセン病	県庁健康推進課【ハンセン病相談窓口】 ☎073-441-2643 FAX073-428-2325 相談日=月～金曜9:00～17:45
旧優生保護法	県庁健康推進課 ☎073-441-2642 FAX073-428-2325 相談日=月～金曜9:00～17:45 【メール】 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
長期療養児	県難病・子ども保健相談支援センター ☎073-445-0520 FAX073-445-0603 相談日=月～金曜9:00～17:45 和歌山市紀三井寺811-1 県立医大病院3階
認知症	認知症のひとと家族の会和歌山県支部 ☎0120-783-007 ☎073-432-7660 FAX073-432-7661 相談日=月～土曜10:00～15:00 和歌山市新堀東2-2-2 ほっと生活館しんぼり内 ※地域包括支援センター(注2)でも受け付けています。

外国人の生活	県国際交流センター ☎073-435-5241 FAX073-435-5243 【英語】相談日=月・火・木・金・土・日曜10:00～17:00 【中国語】相談日=月・火・木・金・土・日曜10:00～17:00 【フィリピン語】相談日=月・木・土曜10:00～16:00 【ベトナム語】相談日=木曜10:00～16:00 (要予約)和歌山ビッグ愛(注1)8階
男性	県男女共同参画センター“りいぶる”【電話】 ☎073-435-5246 相談日=第2水曜16:00～19:30
女性	県子ども・女性・障害者相談センター(女性相談所) ☎073-445-0793 相談日=【電話】9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金曜9:00～17:45(要予約) ※振興局健康福祉部でも受け付けています。 紀南DVセンター ☎0739-24-3322 (24時間対応)
	性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」 ☎073-444-0099(オーエンキューキュー) 相談日=【電話】9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金曜9:00～17:45(要予約) ※緊急医療(避妊等)に関するものは、毎日9:00～22:00まで
県男女共同参画センター	【総合相談・男女とも】 ☎073-435-5246 相談日=【電話】火～日曜9:00～20:00(日曜は16:30まで) 【面接・女性のみ】火～日曜9:00～16:30(日曜は15:00まで) 【カウンセリング(電話・面接)】 相談日=第2・4金曜13:00～15:40 【法律相談(面接)】相談日=不定期13:00～14:50 和歌山ビッグ愛(注1)9階 ※面接は要予約
不妊の悩み	【保健師による電話・メール相談】 相談日=【電話】月～金曜9:00～17:45 岩出保健所 ☎0736-61-0049 湯浅保健所 ☎0737-64-1294 田辺保健所 ☎0739-26-7952 【メール】 e0412004@pref.wakayama.lg.jp 【医師による面接相談(要予約:上記保健所)】
障害のある人	【障害者権利擁護相談(弁護士相談)】 和歌山弁護士会 ☎073-422-4803 FAX073-436-5322 相談日=11月20日、12月4日、1月15日、2月5日 和歌山市四番丁5 和歌山弁護士会館 新宮保健所 相談日=1月27日 橋本保健所 相談日=2月17日 ※各日とも13:00～14:30(要予約)
	県発達障害者支援センター ポラリス ☎073-413-3200 FAX073-413-3020 相談日=月～金曜10:00～12:00/13:00～16:00(水曜の午前中を除く) 和歌山市葵町3番25号
成年後見	県成年後見支援センター ☎073-435-5248 相談日=月～金曜9:00～17:30 和歌山ビッグ愛(注1)7階 県社会福祉協議会内 ※地域包括支援センター(注2)でも受け付けています。
労働	県労働相談室 ☎073-436-0735 和歌山市北出島1-5-46 相談日=火～金曜16:00～20:00 土・日曜10:00～16:00 県労働委員会(要予約) ☎073-441-3781 相談日=第1・3水曜13:00～15:00
犯罪被害者	県庁県民生活課 ☎073-441-2350 相談日=月～金曜9:00～17:45 (公社)紀の国被害者支援センター ☎073-427-1000 相談日=月～金曜10:00～16:00、土曜13:00～16:00
警察安全	県警察本部広報県民課 【犯罪被害・犯罪の未然防止・地域の安全と平穩に関する相談】 #9110(プッシュ回線・携帯電話等) ☎073-432-0110 ※緊急を要する場合は110番(24時間対応)
性的少数者(LGBT等)	県人権啓発センター、県庁人権局、振興局総務県民課 県男女共同参画センター“りいぶる” 県精神保健福祉センター ※内容に応じて、関係機関等と連携し対応します。 ※電話・時間等については、各窓口の記載をご覧ください。

※面接相談、弁護士相談は事前予約が必要です。  
※相談日については、祝日や年末年始などの対応が各窓口で異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
(注1)和歌山ビッグ愛：和歌山市手平2-1-2 (注2)市町村が設置する高齢者の生活を支援する総合窓口



このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者などが一体となって部落差別の解消を推進することにより、部落差別のない社会の実現をめざして、令和2年3月24日に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

県では、国や市町村、県民の皆さんと一体となってさまざまな取組を行ってきた結果、同和問題は解決に向かっていきます。しかしながら、今もなお、同和地区と呼ばれる地域に住んでいることや、その地域の出身者であることを理由に結婚を反対したり、引越しなどに際して、同和地区を避けようと同和地区の所在を調査したり、行政機関に問い合わせたりする行為が発生しています。また、インターネット上に同和地区やその関係者に対する誹謗中傷の書き込みなども行われています。

## 部落差別解消推進条例を施行

県庁人権政策課 ☎073-441-2563

## 部落差別のない社会の実現に向けて

### 部落差別のない社会の実現に向けて

#### 基本理念

部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません。行政、県民、事業者などが一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

#### 部落差別の禁止

インターネットを利用した部落差別を行ってははいけません。結婚や就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってははいけません。その他あらゆる行為による部落差別を行ってははいけません。



#### 部落差別の解消に向けた県の取組

##### 教育・啓発

部落差別に関する理解と認識を深めるための研修会や講演会などの開催や啓発資料の作成

##### 相談体制の充実

部落差別に関する相談への対応相談担当職員の資質向上

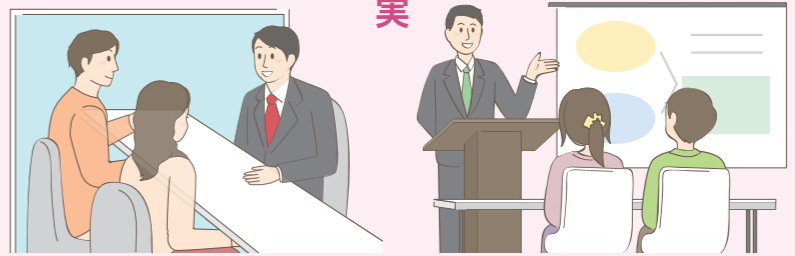
##### 実態の把握

インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握と削除要請

##### 差別事象への対応

部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないよう指導

県の指導に従わない場合は、勧告



#### 県民・事業者の皆さんへのお願い

部落差別は過去の問題ではなく、現実の課題として残っています。行政とともに、部落差別の解消に取り組んでいただくようお願いします。県民・事業者の皆さんは、行政が実施する研修や講演会、啓発活動に積極的にご参加ください。

また、事業者の皆さんには、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修など、事業者の皆さん自らが部落差別の解消のための取組を行っていただくようお願いします。部落差別のない豊かで明るい社会の実現に向け、ご協力よろしくお願いします。